

インドネシア共和国商業大臣
輸入業者番号(API)に関する
商業大臣規程 第 70/M-DAG/PER/9/2015 号

唯一なる神の御知恵により
インドネシア共和国商業大臣は

- a. 政府が輸入業者番号(API)規定に関する商業大臣規程第 27/M-DAG/PER/5/2012 号を公布し、数度の改正を経た最終規程である商業大臣規程第 84/M-DAG/PER/12/2012 号を公布したこと；
- b. 輸入業者番号(API)規定に関する商業大臣規程第 27/M-DAG/PER/5/2012 号と数次にわたり改正を経た最終規程である商業大臣規程第 84/M-DAG/PER/12/2012 号に規定された輸入業者番号(API)規定はすでに妥当性を欠いていること；
- c. a 項および b 項の意図する検討に基づき、及び商業に関する法律 2014 年第 7 号第 45 条 (3) 項の規定を実行するために輸入業者番号規定に関する商業大臣規程第 27/M-DAG/PER/5/2012 号と数次にわたり改正を経た最終規程である商業大臣規程第 84/M-DAG/PER/12/2012 号に規定された輸入業者番号規定を取り消す必要があり、輸入業者番号規定を再度制定すること；
- d. a 項、b 項及び c 項の意図の考慮に基づき、輸入業者番号に関する商業大臣規程を制定する必要があること

を考慮し、

1. 会社登録義務に関する法律 1982 年 3 号（インドネシア共和国官報 1982 年 7 号、インドネシア共和国官報追記 3214 号）；
2. *Agreement Establishing The World Trade Organization* 承認（世界貿易機構設立承認）に関する法律 1994 年 7 号（インドネシア共和国官報 1994 年 57 号、インドネシア共和国官報追記 3564 号）；
3. 関税に関する法律 1995 年 10 号（インドネシア共和国官報 1995 年 75 号、インドネシア共和国官報追記 3612 号）及びその改正法である法律 2006 年 17 号（インドネシア共和国官報 2006 年 93 号、インドネシア共和国官報追記 4661 号）；
4. 独占行為と不健全な事業競争の禁止に関する法律 1999 年 5 号（インドネシア共和国官報 1999 年 33 号、インドネシア共和国官報追記 3817 号）；
5. 自由貿易地域と自由貿易港に関する緊急政令 2000 年 1 号を法律として定めることに関する法律 2000 年 36 号（インドネシア共和国官報 2000 年 251 号、インドネシア共和国官報追記 4035 号）及びその改正法である法律 2007 年 44 号（インドネシア共和国官報 2007 年 130 号、インドネシア共和国官報追記 4775 号）；
6. 投資に関する法律 2007 年 25 号（インドネシア共和国官報 2007 年 67 号、インドネシア共和国官報追記 4724 号）；
7. 株式会社に関する法律 2007 年 40 号（インドネシア共和国官報 2007 年 106 号、インドネシア共和国官報追記 4756 号）；

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

8. 省庁に関する法律 2008 年 39 号（インドネシア共和国官報 2008 年 166 号、インドネシア共和国官報追記 4916 号）；
 9. 工業に関する法律 2014 年 3 号（インドネシア共和国官報 2014 年 4 号、インドネシア共和国官報追記 5492 号）；
 10. 貿易に関する法律 2014 年 7 号（インドネシア共和国官報 2014 年 45 号、インドネシア共和国官報追記 5512 号）；
 11. 地方政府に関する法律 2014 年 23 号（インドネシア共和国官報 2014 年 244 号、インドネシア共和国官報追記 5587 号）及び数回の改正を経た最終改正である法律 2015 年 9 号（インドネシア共和国官報 2015 年 58 号、インドネシア共和国官報追記 5679 号）；
 12. 投資分野のワンドア統一サービスに関する大統領規程 2009 年 27 号；
 13. 2014 年－2019 年勤労内閣の省庁設置及び大臣の任命に関する大統領決定 2014 年 121/P 号；
 14. 国務大臣府組織に関する大統領規程 2015 年 7 号；
 15. 商業省に関する大統領規程 2015 年 48 号；
 16. 2014 年－2019 年勤労内閣の数人の国務大臣交代に関する大統領決定 2015 年 79/P 号；
 17. *Indonesia National Single Window* の枠組みにおける INATRADE 電子システムによる輸出入許認可サービス規定に関する商業大臣規程 No. 28/M-DAG/PER/6/2009；
 18. 商業省における組織と作業手順に関する商業大臣規程 No. 31/M-DAG/PER/7/2010 及びその改正規程である商業大臣規程 No. 57/M-DAG/PER/8/2012；
 19. 輸出部門における一般規定に関する商業大臣規程 No. 48/M-DAG/PER/7/2015；
- を鑑み、

以下を決定した：

輸入業者番号に関する商業大臣規程
を定める。

第 1 条

本大臣規程において、

1. 輸入(Import)とは、インドネシア関税領域内への物品の搬入活動のことである。
2. 輸入業者番号(Angka Pengenal Importir)とは、輸入業者としての身分証明書のことであり、以後これを略して API と称する。
3. 輸入業者(Importir)とは、輸入活動を行う個人或いは法人・非法人格の事業体のことである。
4. 投資(Penanaman Modal)とは、インドネシア共和国領域内で事業を行うための国内投資家及び外国投資家を実施する投資活動のことである。
5. 国内投資(Penanaman Modal Dalam Negeri)とは、インドネシア共和国領域内で事業を行うために国内資本を用いて国内投資家を実施する投資活動のことである。
6. 外国投資(Penanaman Modal Asing)とは、インドネシア共和国領域内で事業を行うためにその全てに外国資本を用いて又は国内投資家と合弁で外国投資家を実施する投資活動のことである。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

7. 中央政府(Pemerintah Pusat)とは、1945年憲法の規定するインドネシア共和国行政権をインドネシア共和国大統領が掌握するものであり、以後これを略して政府(Pemerintah)と称する。
8. 大臣(Menteri)とは、貿易分野の責務を担う大臣のことである。
9. 総局長(Direktur Jenderal)とは、商業省の外国貿易総局長(Direktur Jenderal Perdagangan Luar Negeri)のことである。
10. 州の局(Dinas Provinsi)とは、州で商業分野の責務を担う局のことである。
11. 県／市の局(Dinas Kabupaten/Kota)とは、県／市で商業分野の責務を担う局のことである。
12. ワンドア統一サービス(Pelayanan Terpadu Satu Pintu)とは、許認可および非許認可について権限を持つ団体や機関からその権限を委任・委譲可能な許認可・非許認可の管理プロセスを申請の段階から書類の発行に至るまでを一か所で行う活動のことであり、以後これを略してPTSPと称する。
13. 自由貿易地域・自由港審議会(Dewan Kawasan Perdagangan Bebas dan Pelabuhan Bebas)とは、バタム自由貿易地域・自由港審議会、ビンタン自由貿易地域・自由港審議会、及びカリムン自由貿易地域・自由港審議会のことであり、以後これを略して地域審議会(Dewan Kawasan)と称する。
14. 自由貿易地域・自由港事業庁(Badan Pengusahaan Kawasan Perdagangan Bebas dan Pelabuhan Bebas)とは、バタム自由貿易地域・自由港事業庁、ビンタン自由貿易地域・自由港事業庁、カリムン自由貿易地域・自由港事業庁のことであり、以後これを略して事業庁(Badan Penusahaan)と称する。

第2条

輸入は、APIを有する輸入業者に限り実施可能である。

第3条

第2条が規定するAPIは以下から構成される：

- a. 一般輸入業者番号(API-U)；及び
- b. 製造輸入業者番号(API-P)。

第4条

第3条a項に規定されているAPI-Uは、売買目的での特定物品の輸入を行う会社だけに限りこれが付与される。

第5条

- (1) 第3条b項に規定されているAPI-Pは、生産工程を支えるために資本財、原材料、補助材、及び／或いは材料として自らが利用するために物品輸入を行う会社に付与される。
- (2) (1)項に規定の輸入品は売買或いは他者への譲渡が禁じられる。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第6条

第5条の意図する輸入品が輸入関税の免税の便宜を与えられていて、かつ輸入関税報告の日付から最短で2年のうちに自ら利用した場合、当該輸入品は他者に委譲することができる。

第7条

- (1) 各輸入業者は1種類のAPIに限り保有可能である。
- (2) APIはインドネシア全域における各輸入活動に有効である。

第8条

- (1) APIを保有できるのは本社のみである。
- (2) 本社が保有するAPIは、同種の事業活動がある場合においてAPI保有者の全ての支社において使用可能である。

第9条

APIは輸入業者が事業活動を行っている間において有効である。

第10条

- (1) APIを保有する輸入業者は、発行日から5年ごとに発行機関で再登録することが義務付けられている。
- (2) (1)項に規定の再登録は、5年の期間を過ぎてから30営業日以内に行う。

第11条

- (1) APIを保有する輸入業者は、輸入を行う際に以下の規定を遵守すること：
 - a. 法規に基づく物品輸入禁止；
 - b. 大臣規程に基づき、中古で輸入が許される物品を除き、輸入品は新品であること；
 - c. 大臣規程で規定される輸入規制及び／或いは輸入技術検査・追跡規定。
- (2) 輸入業者はAPIを保有する場合でも、輸入分野の法規に基づく輸入業者の義務を果たすこと。

第12条

- (1) 第3条に規定のAPIの発行権限は大臣にある。
- (2) 大臣は以下に対してAPI発行権限を委任する：
 - a. 投資調整庁(BKPM)長官；
 - b. 総局長；及び
 - c. 州の局長。
- (3) 大臣はAPI発行権限を事業庁に委譲する。

第13条

- (1) 大臣は政府の権限で事業許可を発行する投資会社向けのものについては、第3条に規

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

定の API-U と API-P 発行権限を BKPM 長官に委任する。

- (2) BKPM 長官は(1)項に規定の権限を BKPM の投資サービスを担当するエセロン 1 官吏及び / 或いは許認可サービスを担当するエセロン 2 官吏に委任できる。
- (3) (1)項に規定の BKPM 長官、或いは(2)項に規定のエセロン 1 官吏またはエセロン 2 官吏が発行する API-U と API-P には大臣の名義で署名を行う。

第 14 条

- (1) 大臣はインドネシア共和国政府との協力契約に基づき事業活動を行うエネルギー、石油ガス、鉱物、その他の天然資源管理分野の事業体或いは請負業者向けのものについては、第 3 条 b 項に規定の API-P の発行権限を総局長に委任する。
- (2) (1)項に規定の API-P の発行には大臣の名義で署名を行う。

第 15 条

- (1) 大臣は第 3 条に規定の API-U と API-P の発行権限を州の局長に委任する。
- (2) (1)項に規定の API-U と API-P の発行は、13 条(1)項の規定する事業許可発行が政府の権限である会社と 14 条(1)項の規定する企業体或いは請負業者以外の、国内投資企業のみに向けのものである。
- (3) (1)項に規定の州の局長による API-U と API-P の発行には大臣の名義で署名を行う。

第 16 条

- (1) 大臣は自由貿易地域・自由港にて設立、所在する会社、事業体、或いは請け負業者向けのものについては、第 3 条に規定の API 発行権限を事業庁に委譲する。
- (2) API の申請手順と要件、API の発行、API 保有会社の輸入実績報告、API データ変更、罰則に関する規定については、外国貿易総局長と調整し、本大臣規程に準拠した上で、地域審議会委員長が別途これを定める。
- (3) (1)項に規定の権限の委譲は下記に該当する場合、大臣はその一部或いは全てを差し戻すことが可能である：
 - a. 事業庁が権限の一部或いは全ての差し戻しを提案した場合；
 - b. 事業庁が委譲された権限の実施をできないと判断された場合；
 - c. 地域審議会が権限の一部或いは全ての差し戻しを提案した；及び / 或いは
 - d. 事業庁が大臣の政策の変更により権限を遂行できなくなった。

第 17 条

- (1) 13 条(1)項に規定の API-U と API-P を取得するために申請を行う予定の投資会社は、本大臣規程と不可分の一部である添付 I に記載の書式に記入の上、下記を添付し、BKPM 長官に宛てること：
 - a. 会社設立証書と変更の写し及び法務人権省からの認証；
 - b. 現地村役場発行のまだ有効な本社所在地証明書の写し、又は事業場所の賃貸 / 借家契約書の写し；
 - c. 所在地に則した会社の納税者番号(NPWP)の写し；

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- d. 会社登録証(TDP)の写し；
 - e. API-U の場合、BKPM 長官が発行した輸入貿易分野の事業許可の写し；
 - f. API-P の場合、投資登録、投資原則許可、工業分野の事業許可、或いは BKPM 長官が発行したそれに類するその他の事業許可；
 - g. 外国人が API に署名する場合、外国人労働者雇用許可(IMTA)の写し；
 - h. API-U の場合、外為銀行からのレファレンス；
 - i. API 署名者である取締役及び取締役代理人の住民登録証(KTP)或いは旅券の写し；
 - j. 取締役或いは取締役代理人各人の背景赤、3x4cm の最新のカラー証明写真 2 枚。
- (2) 第 14 条(1)項の規定するインドネシア共和国政府との協力契約に基づく事業活動を行うエネルギー、石油ガス、鉱物、その他天然資源管理分野の事業体或いは請負業者が API-P を取得する場合、本大臣規程と不可分の一部である添付 II に記載に書式に記入の上、下記を添付し、総局長、この場合輸入局長に宛てること：
- a. 政府、或いはエネルギー、石油ガス、鉱物分野の事業活動管理及びその他天然資源管理を行うために政府により設立された実施機関／特別な作業ユニットとの協力契約の写し；
 - b. a 項に規定の政府或いは実施機関／特別な作業ユニットからの推薦状の原本；
 - c. 事業体或いは請負業者の納税者番号(NPWP)の写し；
 - d. 協力契約請負業者の責任者各人の背景赤、3x4cm の最新のカラー証明写真 2 枚；及び
 - e. 責任者各人の身分証明書／旅券の写し。
- (3) API-U を取得するための申請を行う予定の第 15 条(2)項に規定の会社は、本大臣規程と不可分の一部である添付 III に記載の書式に記入の上、下記を添付し州の局長に宛てること：
- a. 会社設立証書と変更証書の写し；
 - b. 現地村役場発行のまだ有効な本社所在地証明書の写し、又は事業場所の賃貸・借家契約書の写し；
 - c. 州／県／市の投資分野のワンドア統一サービス実施機関の長が発行する商業部門の事業許可、商業許可証(SIUP)、或いは商業部門の管轄機関／局が発行する それに類するその他の事業許可の写し。
 - d. 会社登録証(TDP)；
 - e. 所在地に合致した会社或いは個人と会社責任者の納税者番号(NPWP)の写し；
 - f. 外為銀行からのレファレンス；
 - g. API 署名者である取締役及び取締役代理人の住民登録証(KTP)或いは旅券の写し；
 - h. 会社役員或いは取締役各人の背景赤、3x4cm の最新のカラー証明写真。
- (4) API-P を取得するために申請を行う予定の第 15 条(2)項に規定の会社は、本大臣規程と不可分の一部である添付 IV に記載の書式に記入の上、下記を添付し、州の局長に宛てること：
- a. 会社設立証書と変更証書の写し；
 - b. 現地村役場発行のまだ有効な本社所在地証明書の写し、又は事業場所の賃貸・借家契約書の写し；

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- c. 投資登録、投資原則許可、工業分野の事業許可、又は州／県／市の投資分野のワンドア統一サービス実施機関の長又は管轄機関／局が発行するそれに類するその他の事業許可の写し；
 - d. 所在地に合致した会社或いは個人と会社責任者の納税者番号(NPWP)の写し；
 - e. 会社登録証(TDP)；
 - f. API 署名者である取締役及び取締役代理人の身分証明書(KTP)或いは旅券の写し；
 - g. 会社役員或いは取締役各人の背景赤、3x4cm の最新のカラー証明写真。
- (5) (1)項、(2)項、(3)項、及び(4)項に規定の申請及び／或いは写しの提出は、以下の方法が可能である：
- a. <http://inatrade/depdag.go.id>のウェブサイトを通じて；
 - b. 発送サービスを通じて；
 - c. BKPM 長官、総局長、この場合輸入局長、州の局長、県／市の局長、或いは会社所在地のワンドア統一サービス実施機関の長に直接提出。

第 18 条

- (1) BKPM 長官は第 17 条(1)項に規定の API-U と API-P を発行或いは発行却下をすることが可能である。
- (2) (1)項に規定の API-U と API-P の発行或いは発行却下に関する詳細規定は BKPM 長官が定める。

第 19 条

- (1) 総局長は、第 17 条(2)項に規定の申請を不備なく受領後、5 営業日以内に API-P を発行する。
- (2) 第 17 条(2)項に規定の API-P 申請に不備がある場合、総局長は理由を添えて、申請受領から 5 営業日以内に申請却下書を出す。

第 20 条

- (1) 州の局長は、第 17 条(3)項と(4)項に規定の申請を不備なく受領後、5 営業日以内に API-U と API-P を発行する。
- (2) 州の局長は、輸入局長と県／市の局長に対し(1)項に規定の API-U と API-P の写しを送る。
- (3) 第 17 条(3)項と(4)項に規定の API-U と API-P の申請に不備がある場合、州の局長は理由を添えて、申請受領から 5 営業日以内に申請却下書を出す。

第 21 条

- (1) 第 3 条に規定の API-U と API-P の形式は、本大臣規程と不可分の一部である添付 V、添付 VI、添付 VII、添付 VIII、及び添付 IX に記載の通りである。
- (2) API-U は水色、API-P は黄緑色であり、商業省のロゴが付されている。

第 22 条

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (1) 発行する API-U と API-P には 9 桁から構成される番号と、その後 B、D、或いは P を付与する。
- (2) (1) 項に規定の 9 桁の番号は下記から構成される：
 - a. 最初に 2 桁は、本大臣規程と不可分の一部である添付 X に記載の所定の州コード番号；
 - b. 次の 2 桁は、当該州所定のコード番号に基づく県／市のコード番号；
 - c. 最後の 5 桁は、発行した API の通し番号；
 - d. B は BKPM 長官発行の API-U と API-P、D は総局長発行の API-P、P は州の局長発行の API-U と API-P。
- (3) 地域数に変更となり、州コード番号と県／市コード番号に変更が生じた場合、総局長が新たなコード番号を定める。
- (4) 州、県／市コードのナンバリング例は本大臣規程と不可分の一部である添付 XI に記載の通りである。

第 23 条

- (1) 第 17 条(1)項に規定の API-U 或いは API-P の保有会社は、BKPM 長官に対し 3 ヶ月に一度、輸入実施及び輸入未実施にかかわらず、輸入実績を報告することが義務付けられている。
- (2) 第 17 条(2)項に規定の API-P の保有会社は、総局長に対し 3 ヶ月に一度、輸入実施及び輸入未実施にかかわらず、輸入実績を報告することが義務付けられている。
- (3) 第 17 条(3)項と(4)項に規定の API-U 或いは API-P の保有会社は、州の局長に対し 3 ヶ月に一度、輸入実施及び輸入未実施にかかわらず、輸入実績を報告し、写しを会社所在地の県／市の局長に送ることが義務付けられている。
- (4) (1) 項、(2) 項、(3) 項に規定の輸入実施及び輸入未実施の輸入実績報告は <http://inatrade/depdag.go.id> のウェブサイトを通じて報告することが義務付けられている。
- (5) BKPM 長官、州の局長及び事業庁長官は、API-U と API-P 保有会社の輸入実績累計報告書を 3 ヶ月に一度、定期的に大臣に提出する。

第 24 条

BKPM 長官、州の局長及び事業庁長官は、API-U と API-P の発行累計報告書を 3 ヶ月に一度、定期的に大臣に提出する。

第 25 条

- (1) API-U 或いは API-P 保有会社は、API-U 或いは API-P に関連する変更が生じた場合、それが生じてから 30 日以内に API 発行機関に報告をし、写しを輸入局長と会社所在の県／市の局長に送付すること。
- (2) (1) 項に規定の変更に含まれるのは以下の通り：
 - a. API-U 保有会社の場合、事業体の形態、役員／取締役構成、会社名と住所、商業許可証(SIUP)或いは関連機関発行の事業許可番号、会社登録証(TDP)番号、納税者番

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

号(NPWP)及び/或いは会社の所在地の変更；或いは

- b. API-P 保有会社の場合、事業体の形態、役員/取締役構成、会社名と住所、工業許可(IUI)或いは関連機関発行の工業許可の番号、会社登録証(TDP)番号、納税者番号(NPWP)の変更。
- (3) (1)項に規定の変更が生じた場合、API-U 或いは API-P 保有会社は、以下を添付し、本大臣規程と不可分の一部である添付 XI に記載の書式を利用して API-U 或いは API-P の変更申請を行うこと：
- a. (2)項に規定の変更した書類；
- b. 第 17 条に規定の要件；及び
- c. API-U 或いは API-P の旧原本。
- (4) 発行機関は(3)項に規定の申請を不備なく受領してから 3 営業日以内に新たな API-U 或いは API-P を発行する。

第 26 条

API を保有しない輸入業者は以下のような輸入のみが実施可能である：

- a. 暫定輸入物品；
- b. プロモーション用物品；
- c. 科学技術の研究開発用の物品；
- d. 発送品；
- e. 公共礼拝、慈善、社会、文化、自然災害対策用の無償援助、寄贈品或いは供与品；
- f. 政府予算を用いた薬品・保険器具類；
- g. 修理、試験用に輸出され、輸出申告書(PEB)に基づき、輸出時と同じ数までの再輸入品；
- h. 海外のバイヤーから拒否された輸出品で、輸出申告書(PEB)に基づき、輸出時と同じ数までの再輸入品；
- i. 売買目的ではないサンプル品；
- j. 政府機関/他国機関で必要なため自ら輸入される物品；
- k. 外国代表事務所及びインドネシアで任務にあたるその役人の物品；
- l. 国際機関及びインドネシアで任務にあたるその役人の物品；及び
- m. 移送品。

第 27 条

API 保有会社或いは API を保有しないで輸出を実施する輸入業者は法規規定に従い、輸入の実施全体に責任を負う。

第 28 条

- (1) 輸入政策のモニタリングと評価の関連で、商業省外国貿易総局長は API-U 及び API-P 保有会社を実施した輸入について監督することができる。
- (2) (1)項に規定の監督は、遵守評価（事後監査 *post audit*）の手法で以下について実施する：
- a. 輸入実績報告書の真偽；

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- b. 輸入物品と API 書類記載のデータ及び用途指定(原語:peruntukkannya(割り当て))との適合性;及び
 - c. 輸入分野に関する法規遵守。
- (3) (2)項に規定する遵守評価(事後監査 *post audit*)は定期的及び随時実施される。
- (4) (2)項に規定する遵守評価(事後監査 *post audit*)は API 発行機関と財務省関税消費税総局が調整を行って実施される。
- (5) (2)項に規定する遵守評価(事後監査 *post audit*)実施において、総局長は API 監督統合チームを結成することができる。

第 29 条

API 保有会社及び/或いは API 保有会社の役員/取締役が下記に該当する場合、API を凍結することが可能である:

- a. 第 10 条に規定の再登録を行わなかった場合;
- b. 第 23 条に規定の輸入実績報告の義務を遂行しなかった場合;及び/或いは
- c. 第 25 条に規定の変更報告の義務を遂行しなかった場合。

第 30 条

第 29 条に規定の凍結された API は、下記の場合に再発効することが可能である:

- a. 第 10 条に規定の再登録を行った場合;
- b. 第 23 条に規定の輸入実績報告の義務を果たした場合;及び/或いは
- c. 第 25 条に規定の変更報告の義務を果たした場合。

第 31 条

API 保有会社及び/或いは API 保有会社の役員/取締役が下記に該当する場合、API は取り消される:

- a. API 凍結を 2 度受けた場合;
- b. 凍結日から 30 日以内に第 10 条に規定の再登録義務を果たさなかった場合;
- c. 凍結日から 30 日以内に第 23 条に規定の輸入実績報告の義務を遂行しなかった、或いは第 25 条に規定の変更報告の義務を遂行しなかった場合;
- d. API 申請書類の中で不正な情報或いはデータを提出した場合;
- e. 輸入した物品に責任を負わなかった場合;
- f. 現行の輸入規定違反を犯した場合;
- g. 輸入書類や輸入に関連する書面の濫用を行った;及び/或いは
- h. API 濫用に関連する犯罪行為に対し裁判所から有罪とされ、確定判決となった。

第 32 条

- (1) API が第 31 条 a、b 及び/或いは c 号に規定の取り消しを受けた場合、会社は API 取り消し日から 1 年経過後に限り新たな API 申請が可能である。
- (2) API が第 31 条 d、e、f、g 及び/或いは h 号に規定の取り消しを受けた場合、会社は API 取り消し日から 2 年経過後に限り新たな API 申請が可能である。

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 33 条

第 32 条に規定の会社は、第 17 条に規定の要件により申請を行い、取り消された API の原本を返却すること。

第 34 条

- (1) 第 29 条、第 30 条、第 31 条に規定の API-U と API-P の凍結、再発効、取り消しは、大臣の名義により下記の者が実施する：
 - a. BPKM 長官；
 - b. 総局長；或いは
 - c. 州の局長
- (2) BPKM 長官は第 29 条、第 30 条、第 31 条に規定の API-U と API-P の凍結、再発効、取り消しに関する通知書を当該会社に送付し、写しを大臣、関税消費税総局長、州の局長、県／市の局長及び会社所在地の BPKM 地方事務所（BKPMMD）の長に送る。
- (3) 総局長は第 29 条、第 30 条、第 31 条に規定の API-P の凍結、再発効、取り消しに関する通知書を当該会社に送付し、写しを大臣、関税消費税総局長、州の局長、県／市の局長及び会社所在地の BKPMMD の長に送る。
- (4) 州の局長は第 29 条、第 30 条、第 31 条に規定の API-U と API-P の凍結、再発効、取り消しに関する通知書を当該会社に送付し、写しを輸入局長、関税消費税総局長、会社所在の県／市の局長に送る。

第 35 条

- (1) 州地方政府においてワンドア統一サービス (PTPS) 実施機関が設置されている場合、大臣は第 15 条(1)項に規定の API-U 及び API-P 発行権限を PTPS 実施機関の長に委譲できる。
- (2) (1)項に規定の API-U 及び API-P の発行は、大臣の名義で署名を付される。
- (3) (1)項に規定の API-U 及び API-P の申請とデータ変更及び輸入実績報告は PTPS 実施機関の長に提出する。
- (4) PTPS 実施機関の長は、API-U 及び API-P の発行報告と輸入実績報告を輸入局長、州の局長に送付し、写しを県／市の局長に送る。
- (5) (1)項に規定の API-U 及び API-P の凍結、再発効、取り消しによる大臣規程の規定違反に対する処分は、大臣の名義により PTPS 実施機関の長が実施する。
- (6) PTPS 実施機関の長は(5)項の意図する API-U 及び API-P の凍結、再発効、取り消しに関する通知書を当該会社に送付し、写しを輸入局長、州の局長に送付し、写しを会社所在地の県／市の局長に送る。

第 36 条

本大臣規程の実施細則は総局長がこれを定めることができる。

第 37 条

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

輸入業者番号(API)規定に関する商業大臣規程第 27/M-DAG/PER/5/2012 号及び数次にわたり改正されその最終改正である商業大臣規程第 84/M-DAG/PER/12/2012 号に基づき既に発行されている API-U と API-P はまだ有効であることをここに明言し、2016 年 6 月 30 日までに本大臣規程と調整することが義務付けられる。

第 38 条

輸入業者番号(API)規定に関する商業大臣規程第 27/M-DAG/PER/5/2012 号及び数次にわたり改正されその最終改正である商業大臣規程第 84/M-DAG/PER/12/2012 号に基づき既に発行されている PI(Produsen Importir)決定は有効期限終了まで有効であることをここに明言する。

第 39 条

本大臣規程の発効開始時点で、輸入業者番号(API)規定に関する商業大臣規程第 27/M-DAG/PER/5/2012 号及び数次にわたり改正されその最終改正である商業大臣規程第 84/M-DAG/PER/12/2012 号を取り消し、無効とする。

第 40 条

本大臣規程の発効開始時点で、輸入業者番号(API)規定に関する商業大臣規程第 27/M-DAG/PER/5/2012 号及び数次にわたり改正されその最終改正である商業大臣規程第 84/M-DAG/PER/12/2012 号の全ての実施規定は、本大臣規程に相反しない、或いは本大臣規程の規定に基づく新たな規定がまだ存在しない限りにおいて依然として有効であることをここに明言する。

第 41 条

本大臣規定は 2016 年 1 月 1 日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本大臣規程をインドネシア共和国官報に記載することを命じる。

2015 年 9 月 28 日、ジャカルタにて制定
インドネシア共和国 商業大臣

[署名]

トマス・トリカシ・レンボン

写しは原本の通りである。

商業省官房

法務局長

[署名]

ラスミニンシ

資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。